

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉 会	平成 29 年 7 月 12 日 14 : 30 平成 29 年 7 月 12 日 15 : 00
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	副議長
6、職務のため出席した者	議長、 事務局長、書記
7、付議事件	第 1 臨時会の開催について
8、議事の経過	<p>小林達信副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ 委員長が進行 第 1 臨時会の開催について 委員長：事務局長の説明を求める。 事務局長：定住促進住宅新築工事に関する決議案を提出することについて、提案者である鈴木安次委員から詳細な内容の説明をお願いします。 鈴木(安)委員：新聞及び雑誌等に掲載されている定住促進住宅入札問題について、町長は職員の責任としている。当時の担当課長の説明も聞きたいため、100 条委員会を立ち上げて調査したい。臨時会の開催をお願いします。 委員長：臨時会の開催に対して意見はあるか。 小林委員：100 条委員会は調査権が強い。調査をして何を知りたいのか。所管事務調査でも明らかにならない、町からの誠意が見られない等の理由があれば 100 条委員会を立ち上げるのもいい。経済常任委員会の調査をもっとして納得いかない場合は、100 条委員会で調査するか話し合っ決めてべき。 鈴木(茂)委員：所管事務調査では入札に関する調査がこれ以上できない。元課長の参考人招致をして事実を知りたいため 100 条委員会を立ち上げるべきである。また、調査権が強いので入札に関する一切の資料を提出させ調査できる。だれが法令違反をしたのか、これを解明するのが最終目的となる。 小林委員：いきなり 100 条委員会を立ち上げるのではなく、所管事務でやるなり手順を踏んでやるべきである。元課長の話は行って聞くこともできる。それで納得できなければ 100 条委員会を立ち上げることもいいと思う。臨時会を開催するのは反対である。 吉田(克)委員：全員協議会で不適切な入札の事務処理があったことを町から説明された。議会としては法令違反の不適切な入札事務の内容を調査すべきである。議会は町民に事実を知らせるため、普通の調査ではなく 100 条委員会を立ち上げ調</p>

査すべきである。

小林委員：両委員長（総務・経済）が町に資料の提出を求め調査し、それで納得できなければ100条委員会を立ち上げるならば納得する。町の公金の行方が解らないといった問題ならわかる。100条委員会の設置は慎重にすべきである。

鈴木(安)委員：埴町入札心得の第8条に入札の無効等に「(1) 競争入札参加資格のない者の入札」と記されているが、町は契約は成立していると言っているが入札は無効ではないかと思われる。問題発覚時に工事を止めるべきであったが、町は工事を進めてきたことがこのような問題になった。所管事務調査ではできないので100条委員会の設置をすることの判断となった。

鈴木(茂)委員：手順を踏むということであるが、核心部分は所管事務調査ではわからない。いない人に責任を押し付けていることがわかる。すべて明らかにしたい。臨時議会の開催要求は議員4分の1でできるところであるが、議会運営委員会に諮って議会から要求したほうがいいと思った。

委員長：100条委員会ではなく、所管事務調査などの手順を踏んでからでいいという小林委員からの意見と100条委員会設置の意見がある。

町長は一般質問の回答が違法であると言っていない。工事も8割進んでいる。一部の町民から議員の行動が試されているのではないか。これはかなり大きな問題である。工事を停止していれば問題なかったと思う。

吉田(克)委員：工事を中断して調査するのであればいいと思うが8割工事が進んでいて、終わってしまうので早急に特別委員会を設置すべきだと思う。

小林委員：100条委員会で調査してどうするつもりなのか。

鈴木(安)委員：結論までは考えていない。今後調査する中で明らかにしていく。

鈴木(茂)委員：誰が法令違反をしたのか、責任の所在を明確にすることである。(例えば補助金の返還等があった場合の責任。) 補助金返還命令が出てからは遅いと思う。

委員長：議長、副議長の意見を参考として伺いたい。

議長：100条委員会の設置となると大変重要なことである。まだ県から補助金についての結論は出ていない。まだ100条委員会を設置する問題ではないと思う。(個人的な意見)。

副議長：9月の定例会まで待つて有耶無耶になるよりも行動を起こすのもいいのではないかと思う。強力な調査権でやらないとダメな時期に来ているかもしれない。臨時会で各議員に判断をしてもらうことでいいと思う。

委員長：要するに埴町議会の行動が試されていると思う。県も当事者の判断としている。それでは、臨時会の開催について採決する。

賛成3人で賛成多数で開催することに決定する。

開催までの今後の日程について事務局より報告願う。

事務局長：議長から町長に臨時会招集請求をする。開催日程は町側と調整し議長と相談して決定する。7月28日か8月1日のいずれかを予定したい。

委員長：これで議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長